

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	名護市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

名護市

## 公表日

令和6年3月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>名護市では介護保険法に基づき介護保険に関する事務を行っており、被保険者の資格に係る事務として、主に住民票の異動に伴う資格取得・喪失の異動を行う。認定申請に係る事務としては、要介護認定申請を受け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を経て、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分に分けて認定し、その結果を通知する。介護保険料の賦課、徴収及び滞納整理に係る事務(第1号被保険者)としては、本人の所得や世帯の市民税の課税状況などに応じて保険料額を決定・通知し、納付された保険料を管理する。また、期限内に納付がない保険料の解消に向け整理する。介護給付に係る事務としては、事業所からの請求について沖縄県国民健康保険団体連合会(国保連)を介して支払う。総合事業に係る事務としては、サービス利用者の申請を受け、事業対象者を決定する。決定者に関しては地域包括支援センターに情報提供し、介護予防ケアマネジメントを作成する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民票の異動に伴う被保険者の資格取得や喪失</li> <li>②資格異動に伴う被保険者証の交付</li> <li>③要介護認定申請を受け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を実施</li> <li>④「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分に分けて認定し結果を通知</li> <li>⑤保険料賦課に向けて、世帯所得や生活保護・老齢福祉年金の受給など、算定基礎情報を確認、整備</li> <li>⑥算定基礎情報をもとに、所得段階を決定し賦課計算した結果を通知</li> <li>⑦年金からの特別徴収や納付書等での普通徴収により、保険料等を徴収</li> <li>⑧徴収保険料等の収納情報を管理し、過納付や誤納付があった場合は還付、充当を通知し実施</li> <li>⑨期限までに納付のなかった納付義務者へ督促状の送付、滞納処分及び不能欠損を行うため、滞納情報を管理</li> <li>⑩申請に基づき介護保険料の納付証明書を交付</li> <li>⑪給付に関する事務(負担限度額認定証の交付、住宅改修の申請受付・給付、福祉用具貸与の申請受付・給付、福祉用具購入の申請受付・給付、社福減免の申請受付・給付、居宅届の受理)</li> <li>⑫高額介護(予防)サービス費の算定、申請に基づく支給</li> <li>⑬高額医療合算介護(予防)サービス費の算定(介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付事務に関する名寄せ)</li> <li>⑭総合事業の申請受付、事業対象者の決定</li> <li>⑮介護予防ケアマネジメントの作成依頼、居宅届の受付</li> <li>⑯地域支援事業の任意事業の申請受付、支給決定</li> <li>⑰申請管理システムからの申請データ取得、連携</li> <li>⑱負担割合証の交付</li> </ul>
③システムの名称	1介護保険システム 2庁内中間サーバー 3団体内統合宛名システム 中間サーバー 4申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1 介護保険資格情報ファイル 2 介護保険認定情報ファイル 3 介護保険料賦課情報ファイル 4 介護保険料収納情報ファイル 5 介護保険料滞納情報ファイル 6 介護保険給付情報ファイル 7 宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の68項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条</li> <li>・名護市個人番号の利用に関する条例 第4条第1項、第2項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供者が「市町村長」のうち、特定個人情報の欄に「介護保険」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,83,87,90,94,95,108,117)</li> <li>・情報照会者が「市町村長」のうち、事務の欄に「介護保険」が含まれる項(93,94)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名護市福祉部介護長寿課
②所属長の役職名	介護長寿課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名護市福祉部介護長寿課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名護市福祉部介護長寿課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
平成29年7月31日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
令和1年6月21日	17. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月21日	18. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市民福祉部介護長寿課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月21日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月21日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策		新様式に係る項目追加		様式の変更によるもの
令和2年11月11日	14. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」のうち、特定個人情報欄に「介護保険」が含まれる項(1.2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を用いる命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条、第22条の2の2 ・情報照会者が「市町村長」のうち、事務の欄に「介護保険」が含まれる項(93,94,95)	番号法19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」のうち、特定個人情報欄に「介護保険」が含まれる項(1.2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を用いる命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条、第22条の2の2 ・情報照会者が「市町村長」のうち、事務の欄に「介護保険」が含まれる項(93,94,95) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を用いる命令第46条、第47条	事後	
令和2年11月11日	15. 評価実施機関における担当部署	名護市民福祉部介護長寿課	名護市民福祉部介護長寿課	事後	
令和2年11月11日	17. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市民福祉部介護長寿課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	18. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	名護市民福祉部介護長寿課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市民福祉部介護長寿課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年11月11日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和4年3月3日	14. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」のうち、特定個人情報欄に「介護保険」が含まれる項(1.2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を用いる命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条、第22条の2の2 ・情報照会者が「市町村長」のうち、事務の欄に「介護保険」が含まれる項(93,94,95) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を用いる命令第46条、第47条	番号法19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」のうち、特定個人情報欄に「介護保険」が含まれる項(1.2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,83,87,90,94,95,108,117) ・情報照会者が「市町村長」のうち、事務の欄に「介護保険」が含まれる項(93,94,95) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を用いる命令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	
令和4年3月3日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和4年3月3日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和5年3月22日	14. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を用いる命令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を用いる命令第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条の4、第46条、第47条、第49条、第55条の2、第59条の3	事後	
令和5年4月1日	11. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右護市では介護保険法に基づき介護保険に関する事務を行っており、被保険者の資格に係る事務として、主に住民票の異動に伴う資格取得・喪失の異動を行う。認定申請に係る事務としては、要介護認定申請を受理し、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を経て、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分に分けて認定し、その結果を通知する。介護保険料の賦課、徴収及び滞納整理に係る事務(第1号被保険者)としては、本人の所得や世帯の市民税の課税状況などに応じて保険料額を決定・通知し、納付された保険料を管理する。また、期限内に納付がない保険料の解消に向け整理する。介護給付に係る事務としては、事業所からの請求について沖縄県国民健康保険団体連合会(国保連)を介して支払う。総合事業に係る事務としては、サービス利用者の申請を受け、事業対象者を決定する。決定者に関しては地域包括支援センターに情報提供し、介護予防ケアマネジメントを作成する。 具体的には、 ①住民票の異動に伴う被保険者の資格取得や喪失 ②資格異動に伴う被保険者証の交付 ③要介護認定申請を受理し、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を実施 ④「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分に分けて認定し結果を通知 ⑤保険料賦課に向けて、世帯所得や生活保護・高齢福祉年金の受給など、算定基礎情報を確認・整備	右護市では介護保険法に基づき介護保険に関する事務を行っており、被保険者の資格に係る事務として、主に住民票の異動に伴う資格取得・喪失の異動を行う。認定申請に係る事務としては、要介護認定申請を受理し、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を経て、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分に分けて認定し、その結果を通知する。介護保険料の賦課、徴収及び滞納整理に係る事務(第1号被保険者)としては、本人の所得や世帯の市民税の課税状況などに応じて保険料額を決定・通知し、納付された保険料を管理する。また、期限内に納付がない保険料の解消に向け整理する。介護給付に係る事務としては、事業所からの請求について沖縄県国民健康保険団体連合会(国保連)を介して支払う。総合事業に係る事務としては、サービス利用者の申請を受け、事業対象者を決定する。決定者に関しては地域包括支援センターに情報提供し、介護予防ケアマネジメントを作成する。 具体的には、 ①住民票の異動に伴う被保険者の資格取得や喪失 ②資格異動に伴う被保険者証の交付 ③要介護認定申請を受理し、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を実施 ④「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分に分けて認定し結果を通知 ⑤保険料賦課に向けて、世帯所得や生活保護・高齢福祉年金の受給など、算定基礎情報を確認・整備	事前	
令和5年4月1日	11. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1介護保険システム 2庁内中間サーバー 3団体内統合宛名システム 中間サーバー	1介護保険システム 2庁内中間サーバー 3団体内統合宛名システム 中間サーバー 4申請管理システム		
令和5年7月1日	11. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追加	①負担割合証の交付	事後	
令和5年7月1日	14. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会者が「市町村長」のうち、事務の欄に「介護保険」が含まれる項(93,94,95)	情報照会者が「市町村長」のうち、事務の欄に「介護保険」が含まれる項(93,94)	事後	
令和6年3月21日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月28日時点	令和6年2月29日時点	事後	
令和6年3月21日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月28日時点	令和6年2月29日時点	事後	